

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六次産業化法)」第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置に係る手引き

○総合化事業計画における直売所設置の開設基準

農業者、農地所有適格法人（農地法第2条第3項の規定を満たすもの）が総合化事業計画に基づき開設しようとする農林水産物等の販売施設（以下、「直売所」という。）については、以下の事項を全て満たす必要があります。

なお、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）」の第1章第4の3(2)に基づき、市町村が策定した戦略に位置付けられている施設であること。

(1) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める件(告示)」(平成23年2月28日付農林水産大臣及び国土交通大臣)

① 農林漁業者等が農林水産物等及びその加工品を主として一般消費者に販売する事業であって、次のいずれにも該当するものの用に供するために法第5条第1項の認定を受けようとする農林漁業者等が整備するものであること。

ア 農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量（以下、「年間売上高等」という。）のうちに農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、20パーセント以下であること。

イ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高等のうちに農林漁業者等が自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、5パーセント以下であること。

② 農林水産物等の年間売上高等のうちに当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域における生産に係る農林水産物等の年間売上高等の占める割合が、70パーセント以上であること。

③ 売場面積が、200平方メートル以下であること。

④ 床面積から売場面積を除いた面積が、当該売場面積の50パーセント以下であること。

(2) 六次産業化法第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置基準（令和4年11月10日）

項目	内容
①開発（敷地）面積	経営計画に見合う規模であること
②建築物	経営計画に見合う規模であること
③その他	(1) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 (2) 周辺農地等に対する影響 ^{※1} に配慮した施設であること (3) 駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 (4) 都市計画法第33条及びその他の技術基準に属する規定に適合すること。 (5) その他、各種法令に適合する内容（見込みを含む。）であること。

※1 周辺農地等に対する影響：日照、遮光、排水、施設敷地への進入等、営農に与える影響

直売所開設までの手続

(1) 総合化事業計画の認定（都市計画法の特例適用）までの流れ

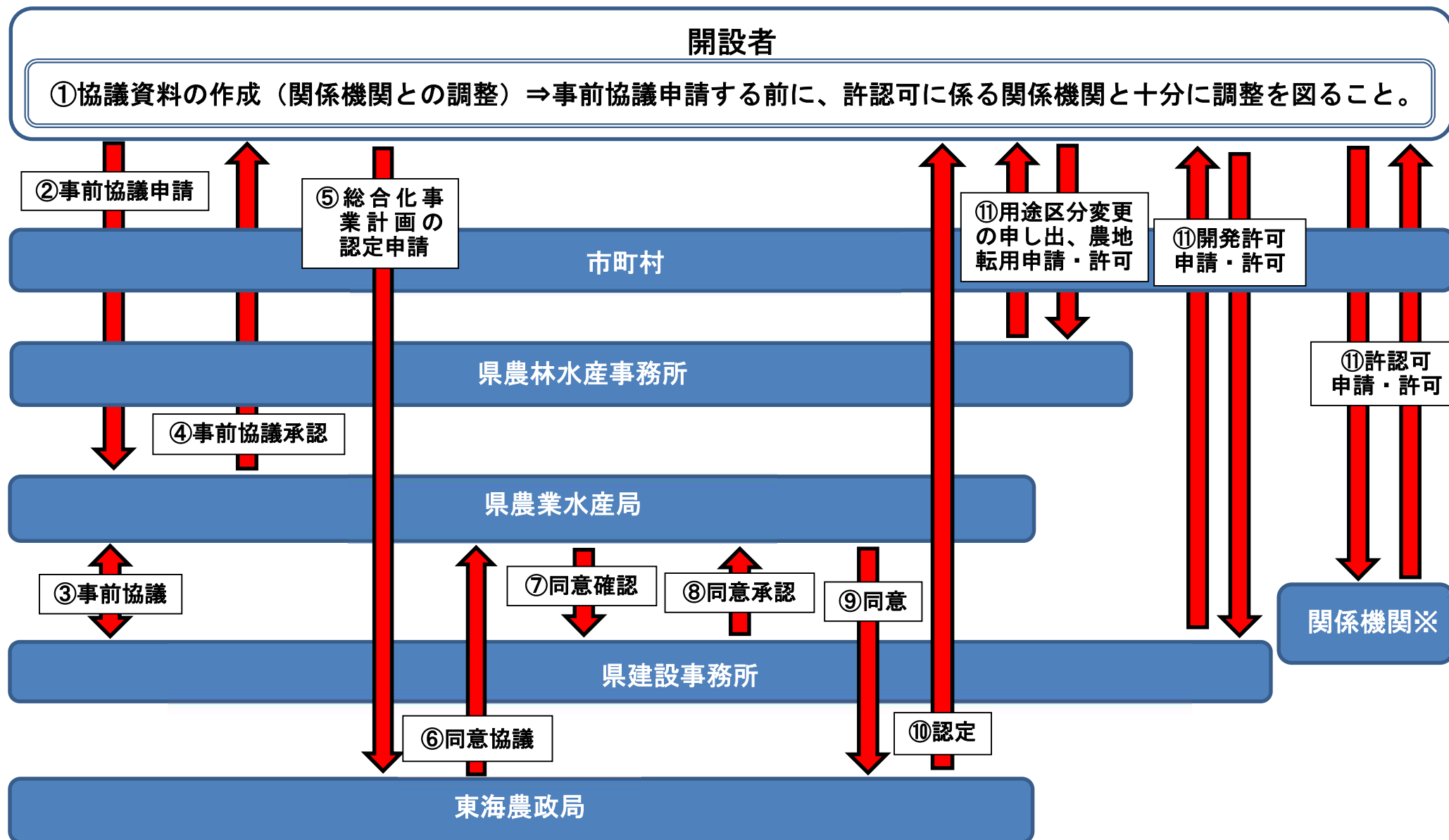
番号	項目	該当者	内容	期間
①	協議資料の作成 (関係機関との調整〈立地・技術基準、開設計画等の適否〉)	県・市町村⇔開設者	<p>◎開設者からの相談に基づき、県及び市町村（当該直売所の開設予定地域を行政区域におくもの）は、事業内容について開設者と調整を実施。</p> <p>◎開設者は県及び市町村の農業関係部局と調整を行った後、県建設事務所を始めとした関係部局と調整を行い、関係法令に適合することを確認。</p> <p>●調整に必要な書類</p> <p>■農業関係部局あて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化法第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置要綱に基づく、直売所設置事前協議に必要な書類(総合化事業計画(案)及び添付書類、直売所開設計画書、位置図、平面図、開設にあたり影響を与える周辺農地の関係団体（農業委員会等）の意見が確認できる書面、その他必要と認められる資料) <p>■県建設事務所あて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談書類（都市計画法許可申請に必要な書類、その他許可権者が必要とする書類) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な書類 <p>→事前相談のため、ある程度内容を説明する</p> <p>◎市町村の農業並びに建築担当部局は、県担当局と調整を行い、必要に応じて計画の修正・変更を相談者に指示する。</p> <p>◎市町村の農業部局は、開設者と調整の上、適正な事業と認められる場合は、市町村戦略に該当事業を掲載する。</p>	総合化事業計画申請前
②	事前協議申請	開設者→市町村→県	<p>開設者は、直売所設置事前協議申請書を、市町村（農業担当部局）を經由して県（農林水産事務所→農業水産局）へ提出</p> <p>◎市町村は、農業並びに建築担当部局等と協議して別紙様式2-2を作成する。</p>	同上
③	事前協議	県（農水局、県建設事務所）	県の農業水産局及び県建設事務所と申請内容について、協議	随時
④	事前協議承認	県→市町村→開設者	県（農業水産局→農林水産事務所）は市町村（農業担当部局）を經由し、事前協議の承認	

⑤	総合化事業計画の 認定申請	開設者→東海農 政局	東海農政局へ計画の認定申請	
⑥	同意協議	東海農政局→県	都市計画法の特例に係る協議	申請 ～ 2 週 間程度
⑦	同意確認	県（農水局）→県 （県建設事務所）	事前協議結果を踏まえ、同意確認	
⑧	同意承認	県（県建設事務 所）→県（農水局）	同意承認	
⑨	同意	県→東海農政局	同意	
⑩	認定	東海農政局→開 設者	認定	

（２）総合化事業計画認定後の手続

⑪	各種法令等に基づ く手続き	開設者→関係機 関	<p>◎開設者は関係機関に対し、各種法令等に基づく手続きを実施。</p> <p>●主な許認可⇒申請先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農振法関係（用途区分変更の申し出）⇒市町村 ○農地法転用申請（農地→直売所への転用）⇒市町村 ○都市計画法許可申請⇒市町村→県建設事務所 ○建築確認申請⇒特定行政庁、限定特定行政庁、指定確認検査機関のいずれか ○消防法関係⇒地域の消防署 ○営業許可関係⇒食品衛生法：管轄する保健所 等 ○必要に応じて警察（風営法、道路の関係等） <p>その他、必要な各種法令等の手続を行う</p>	
⑫	工事の着手	開設者	◎各種法令に基づく手続きを全て終えたうえで、開設者は工事に着手する。	

六次産業化法第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置に係るフロー



※直売所開設に必要な主な許認可機関（建築確認：特定行政庁等、食品衛生法：保健所、消防法：消防署、等）